

# ゼミ会案内発送代行サービス利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、北陸大学北法会（以下、本会）会員が、ゼミ会案内発送代行サービス（以下、本サービス）を利用するに当たり必要な事項を定めることを目的とする

## (資格)

第2条 本サービスを利用するために、申請者は以下のすべてを満たす必要がある

1. 本会の会員であること
2. ゼミ会開催について、ゼミの担当教授の了解を得ていること。  
但し、ゼミの担当教授が死亡している場合は、この限りではない
3. ゼミ会開催予定日の3ヶ月前までに申請を行うこと
4. ゼミ会開催を、本会ホームページ等にて告知することに同意すること
5. ゼミ会終了後30日以内に、200字程度の感想文ならびに1点以上の写真を提供し、本会ホームページ等にてそれらを公開することに同意すること

## (制限)

第3条 本サービスは以下の制限を設ける。

1. 発送代行のみを行い、名簿（データ・印刷物）の提供は行わない
2. 発送対象は入学年度単位もしくは全年度のゼミ生とし、個別の選定・排除・追加は行わない
3. 発送はすべて郵便で行い、郵送料金が不足している場合は発送を行わない
4. 発送代行する案内状は、A4サイズのみとする

5. 発送代行する案内状を封入する封筒は長形3号とする

(誓約)

第4条 本サービスを利用するにあたり、申請者は以下のことを誓約し、それを遵守しなければならない

1. 本サービスを、宗教活動・政治活動・マルチ商法などゼミ会開催以外の用途に利用しないこと
2. 本サービスを利用してゼミ会を開催し、ゼミ会内で名簿を作成した場合、その名簿を当人の許可なくゼミ会開催以外の用途に利用しないこと

(免責)

第5条 本会は、名簿情報ならびに発送物の正確性、確実性、有用性、最新性等についていかなる保証しないものとする。また、本サービスを利用したことに関連して生ずる損害について、本会は一切責任を負わないものとする

(申請)

第6条 本サービスを利用する場合は、別に用意する「ゼミ会案内発送代行サービス申請書兼誓約書（以下、申請書）」に必要な事項を記入し、申請しなければならない

(身分証明書の写しの取扱)

第7条 申請書に添付した身分証明書の写しは、プライバシーポリシーに基づきゼミ会が実施された年度内は保管し、それを過ぎたものは廃棄する

(費用)

第8条 本サービスを利用するにあたり、1案件につき5,000円の費用が発生する。尚、発送費用は実費とし、発送に必要な郵便料金分の切手を貼付しなければならない

(口座番号)

第9条 本サービスの費用は、以下の口座に入金する

振込口座番号 金沢信用金庫武蔵支店（普通）1008835

振込口座名義 法学部同窓会

(管理者)

第10条 本サービスの管理者は、内規に定める

(手順)

第11条 本サービスを利用する際は、以下の手順で行うものとする

1. 申請者は、本会ホームページ等から申請書を入手し、ゼミ会開催予定日の3ヶ月前までに申請書ならびに身分証明書の写しを本会に郵送する
2. 本会に申請書ならびに身分証明書の写しを郵送する場合は、封筒表面に朱書きで「発送代行サービス」と明記する
3. 郵送先は、本会事務局（石川県金沢市太陽が丘1-1 北陸大学北法会事務局）宛てとする
4. 申請者は請求書が届き次第、本会が指定する口座に請求額を入金し、入金通知書ならびにゼミ会の案内状を本会に速やかに郵送する
5. 案内状は、全ての書類を封筒に封入した状態で事務局に郵送する
6. 返信はがきならびに封筒には、郵送に必要な切手を貼付する
7. ゼミ会終了後、30日以内に郵送または電子メールにて200字程度の感想文ならびに1点以上の写真を送付する

この規程は、平成23年6月18日より施行する。